小山市委託業務成績評定評価委員会要領

（趣旨）

第1条　この要領は、小山市委託業務成績評定通知実施要領第５条の規定に基づき、小山市委託業務成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条　委員会は、次に掲げる事項について調査、審議等をするものとする。

（1）　小山市委託業務成績評定通知実施要領により通知された評定点等について、当該通知受注者から説明を求めた場合における回答に関すること。

（2）　その他小山市委託業務成績評定通知実施要領の運用に関し必要な事項

（委員及び組織等）

第3条　委員会は、別表に掲げる委員により組織する。

２　委員長は、理財部長の職にあたる者を充てる。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理するものとする。

（会議）

第4条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、半数以上の委員の出席することにより開催できるものとする。

３　会議は、非公開とする。

（庶務）

第5条　委員会の庶務は、理財部契約検査課が処理するものとする。

（委任）

第6条　この要領に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

別表

理財部長　建設水道部長　都市整備部長
理財部契約検査課長
建設水道部治水対策課長　道路課長　建築課長
都市整備部都市政策課長
当該業務担当課長
当該業務担当監督職員（必要に応じて）
当該業務担当検査職員